

第 14 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成25年9月27日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 14 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成25年9月27日（金曜日）

午前10時4分開議

午後0時3分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（15人）

委員長 森 浩 二
副委員長 鬼 海 洋 一
委員 西 岡 勝 成
委員 村 上 寅 美
委員 早 川 英 明
委員 岩 中 伸 司
委員 岩 下 栄 一
委員 氷 室 雄 一 郎
委員 吉 永 和 世
委員 山 口 ゆ た か
委員 内 野 幸 喜
委員 磯 田 毅
委員 泉 広 幸
委員 緒 方 勇 二
委員 九 谷 高 弘

欠席委員（1人）

委員 佐 藤 雅 司

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一
環境局長 村 山 栄 一
政策調整審議員兼
環境政策課課長補佐 久 保 隆 生
環境局環境立県推進課長 福 田 充
環境保全課長 松 田 隆 至
自然保護課長 江 上 憲 二
廃棄物対策課長 坂 本 孝 広
首席審議員
公共関与推進課長 中 島 克 彦
企画振興部
交通政策・情報局審議員兼
交通政策課課長補佐 財 津 和 宏
商工観光労働部
新産業振興局長 高 口 義 幸
新産業振興局産業支援課長 奥 菌 惣 幸
エネルギー政策課長 山 下 慶 一 郎
農林水産部
生産局長 渡 辺 弘 道
水産局長 鎌 賀 泰 文
政策調整審議員兼
農林水産政策課課長補佐 宮 本 正
生産局農業技術課長 松 尾 栄 喜
園芸課長 古 場 潤 一
畜産課長 矢 野 利 彦
農村振興局農地整備課長 小 柳 倫 太 郎
森林局
森林整備課長 長 崎 屋 圭 太
林業振興課長 小 宮 康
森林保全課長 本 田 良 三
水産局水産振興課長 平 岡 政 宏
漁港漁場整備課長 原 田 高 臣
水産研究センター所長 梅 崎 祐 二
土木部
土木技術審議監兼
河川港湾局長 渡 邊 茂

土木技術管理課長 西 田 浩
 道路都市局審議員兼
 道路整備課課長補佐 吉 良 忠 暢
 審議員兼
 都市計画課課長補佐 太 田 雅 道
 審議員兼
 都市計画課景観公園室長 坂 井 秀 一
 下水環境課長 軸 丸 英 顕
 河川港湾局河川課長 持 田 浩
 港湾課長 松 永 信 弘
 建築住宅局建築課長 坂 口 秀 二
 審議員兼
 建築課建築物安全推進室長 清 水 照 親
 教育委員会事務局
 義務教育課長 緒 方 明 治
 企業局
 総括審議員兼次長兼
 総務経営課長 古 里 政 信
 審議員兼総務経営課
 荒瀬ダム撤去室長 平 田 智 昭
 工務課長 福 原 俊 明
 警察本部
 交通部参事官 高 山 広 行

事務局職員出席者
 政務調査課主幹 福 田 聖 哉
 議事課主幹 黒 岩 雅 樹

午前10時4分開議

○森浩二委員長 ただいまから、第14回環境対策特別委員会を開催いたします。

先日、佐藤副委員長から、一身上の理由により副委員長の職を辞任したい旨の申し出があり、辞表を預かりました。

委員会条例第10条の規定により「副委員長がその職を辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。」となっております。

つきましては、これより副委員長辞任の件を議題といたします。

それでは、早速、副委員長辞任についてお諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり辞任を許可することに決定いたしました。

次に、副委員長が欠員となりましたので、ただいまから副委員長の互選を行います。

副委員長互選の方法については、指名推選と投票がございますが、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は、指名推選により行うことといたします。

それでは、副委員長候補者を指名する方を決めたいと思います。どなたから指名をさせていただきますでしょうか。

（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 委員長にという声が上がっておりますが、私が指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認めます。それでは、副委員長に鬼海委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 御異議なしと認めます。よって、鬼海委員が副委員長に決定しました。鬼海委員は、副委員長席へ移動してください。

（鬼海副委員長が席を移動）

○森浩二委員長 それでは、副委員長から就任の挨拶をお願いします。

○鬼海洋一副委員長 おはようございます。御指名をいただきました鬼海洋一でございます。

す。何か罰を犯したかなという気分になっておりますけれども、森委員長のたつての願いということもありましたので、ここに座らせていただくことにいたしました。どうぞ皆さんよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○森浩二委員長 では、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしくお願ひします。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び3、地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては、簡潔にお願いします。また、説明者は、着座にて説明をお願いします。

それでは、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について、公共関与による管理型最終処分場の整備について説明をお願いします。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課でございます。

説明資料2ページをお願いいたします。

1の目的は省略をし、2の最近の取り組み状況につきまして、前回委員会で御報告した以降の取り組みについて御説明申し上げます。

まず、(1)の安全推進委員会の開催でございますが、安全推進委員会は、地域の生活環境保全のため、処分場の建設及び運営の安全を確認することを目的として、県環境整備事業団を事務局として、県及び地元代表者で構成するものでございますが、その第1回目会合を開催し、工事の内容及びスケジュール等

について説明を行いました。

この委員会は、今後も年2回程度開催をし、安心、安全について確認をしていただくことといたしております。

(2)の工事関係でございますが、おかげをもちまして7月の初旬に着工をし、8月29日に業者主催の安全祈願祭がつつがなくとり行われ、現在、建設地のため池の水抜きを完了し、敷地内の造成工事を実施しております。

次に、3の今後の取り組みでございますが、工事につきましては、埋立地の造成工事を本格化させ、12月ごろから覆蓋施設、屋根施設の基礎工事に着手する予定であります。

なお、工事期間中は、節目節目で安全推進委員による現地視察などを実施し、地元の方に直接安全を確認していただこうと考えております。

引き続き、産業廃棄物の適正処理と安定的な処理体制確保のため、計画どおり供用開始できるようしっかりと取り組んでまいります。

次のカラーページをお願いいたします。

参考資料として、現在の工事状況、それから先ほど申し上げました安全祈願祭の状況などを添付いたしております。工事は順調に進んでおります。

説明は以上でございます。

○森浩二委員長 次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について、有明海・八代海の再生に係る提言対応について説明をお願いします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料6ページをお願いいたします。

平成16年2月に特別委員会からいただきました提言に沿って取り組んでいる施策を、6ページから7ページにかけて一覧表にしてお

ります。

全体で36項目ございますが、本日は、本年度の取り組み状況につきまして、黒丸をつけております8項目について御報告いたします。

それでは、資料に沿って各担当課から順次説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○軸丸下水環境課長 下水環境課です。

資料8ページ、提言項目、生活排水対策のうち、生活排水処理施設の整備促進と適切な維持管理についてでございます。

2の平成25年度の取り組みについて、①の取り組み予定と②の取り組み状況等をあわせて御説明いたします。

まず、(1)25年度における県の生活排水対策は、中段右の表に記載の予算額で進めてまいります。

取り組み状況では、24年度末での汚水処理人口普及率がほぼまとまり、前年度から1.2%伸びて82.2%となる見込みでございます。平成32年度末90%という目標の達成に向けて、着実に伸びてきております。

次に、(2)ですが、熊本北部浄化センターでは、窒素やリンをも除去できる高度処理施設への改築を順次進めており、25年度末には、供用中の8系列の施設のうち、3系列で高度処理が可能となる見込みです。

(3)の浄化槽の整備については、市町村設置型浄化槽整備の推進と単独処理浄化槽からの転換促進等に重点的に取り組むこととしており、県費によるモデル助成制度の活用を市町村に働きかけております。

(4)の普及啓発に関しましては、下水道等への接続、浄化槽の適正管理などについて、県民の皆様へ積極的にお願いをしていく予定であり、これまでに、熊本市、荒尾市、甲佐町のイベントに参加するなど、3市3町での活動を予定しております。

最後の(5)についてです。

本年度から、下水道等への接続率向上に向けた市町村の取り組みに対する県独自の支援を開始します。また、県有施設における合併処理浄化槽整備にも取り組みます。このうち、接続に対する支援につきましては、既に嘉島町、和水町、相良村などで制度の活用を進めていただいております。

下水環境課は以上です。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

資料9ページをお願いいたします。

提言項目、生活排水対策の中の普及啓発活動の展開についてでございます。

この取り組みは、県民の環境保全に向けた自主的かつ主体的な取り組みを促進するものでございます。

本年度の取り組み状況ですが、一番下の枠囲み、②取り組み状況等の欄をごらんください。

(1)のくまもと・みんなの川と海づくりデー、これは、川、海の一斉清掃活動でございますが、ことしは水俣市のエコパーク水俣をメイン会場として実施いたしました。また、ことしは、全国豊かな海づくり大会の協賛行事であります全国一斉海浜清掃旗揚げ式と合同で開催をしました。その他の市町村におきましても、7月から8月を中心に清掃活動が行われ、約2万7,000人が参加しました。

(2)の市民と研究者が連携して活動を発表する有明海八代海再生協働発表会、昨年度から実施しておりますけれども、本年度も来年1月の開催に向けて準備を進めております。

(3)の有明海・八代海再生のための出前講座につきましては、現在まで6つの小学校、13の中学校で実施し、約1,400人が受講いたしました。

(4)のみんなの川の環境調査につきましては、県下各地域で10月まで実施いたします

が、約1,300人が参加する見込みでございます。

こうした取り組みを通しまして、川と海の環境の大切さについて理解を深め、県民の自主的・主体的取り組みを促進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○松田環境保全課長 環境保全課でございます。

10ページをお願いいたします。

工場・事業場の排水対策といたしまして、条例による上乘せ規制適用区域の設定及び規制対象項目の追加について御説明いたします。

提言の実現に向けた取り組み概要でございますが、陸から、いわゆる海域環境への負荷の削減を目的としまして、工場、事業場の排水対策を行っているものでございます。

取り組み概要、課題につきましては、前回御報告しておりますので、省略させていただきます。

2の平成25年度の取り組み状況について御説明いたします。

本年度は、規制対象となっております883の事業所のうち350の事業所へ立ち入りを予定しております。

8月末時点で、194事業所、約5割相当の立ち入りをを行い、水質基準の超過となりました4事業所に対しまして、改善命令等を行いました。超過した事業所は、し尿処理施設あるいは畜産施設からの排水で、pHとか、あるいはBOD、CODなどの基準超過によるもので、いずれも汚水量の一時的な流入増減による維持管理の不備が原因と思われ、現在、改善指導を行っているところでございます。

今後も、引き続き、各保健所を中心といたしまして、計画的な立入指導と排出水の水質の確認などを実施しまして、水質基準の遵守状況の把握に努めることといたしております。

す。

環境保全課は以上でございます。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料飛びまして、20ページをお願いいたします。

提言項目は、干潟や海底等の保全・改善に係る干潟等の漁場環境改善のための事業の充実でございます。施策は、覆砂にかわる漁場環境改善策の検討でございます。

1の施策の概要ですけれども、平成21年度に宇土市網田地先で事業化した碎石覆砂漁場について効果調査を実施するとともに、県外産海砂の産地の違いや、細砂あるいは現場での削土砂等、覆砂材の違いによるアサリの増殖効果の評価を行います。あわせて、覆砂にかわるアサリ造成技術としまして、畝型耕うんを実施することによるアサリ漁場の造成試験を行うものです。

現在の状況ですけれども、2、平成25年度の取り組み、②取り組み状況等欄をごらんください。

碎石覆砂漁場につきましては、平成25年5月に効果調査を行っておりまして、碎石覆砂漁場のほうが周辺漁場よりアサリの生息密度が高いことを確認しております。

また、現在、覆砂材の違いによる検証を行う試験区及び畝型耕うんの試験区確保のための現地施工を実施中でありまして、9月末には完了見込みでございます。

現地の試験区施工完了後に、測量や底質調査、アサリの生息量調査を継続して実施し、その検証を行っていく予定でございます。

説明は以上でございます。

○梅崎水産研究センター所長 水産研究センターです。

21ページをお願いいたします。

水産研究センターでは、干潟や海底等の保

全・改善という提言項目に対して、藻場再生の試験研究について取り組んでおります。藻場の環境条件や機能の解明、増殖手法の開発を行い、藻場の復元方法の確立を目的としております。

2の平成25年度の取り組みですが、1つは、天草西海にある水産生物の資源保護を目的に保護水面というのが設置されておまして、これは、苓北町と牛深町地先の2カ所にあります。そこにおいて1年置きに海草の分布状況を調査し、監視することとしております。また、アマモ場の機能の定量的な評価を行うとともに、アマモ場の増殖方法、これについては一定の技術ができておまして、これを漁業者の皆さんへ技術転換していくという取り組みを行うこととしております。

現在の取り組み状況ですが、下段に示しておりますとおり、5月に、苓北町の保護水面で調査しましたところ、1平方メートル当たりの海草の分布量は1,222グラムでございました。一昨年と比較しますと3分の1の量で、また、これまでの調査では、大体1,800グラム以上であったということから比べましても、ことしは少なかったという状況ですが、この原因としては、冬場の水温が低かったことも影響しているのではないかとも思っております。引き続き調査していく予定でございます。

次に、アマモ場の生物調査では、7月に、牛深町地先のアマモ場で調査を行い、メバル等の稚魚の生息を確認しております。また、同じく7月に、牛深のアマモ場でアマモの種1万粒を採取しており、今後、この種を発芽させ、来年春には20センチから30センチ伸びた苗を育て、それを海底に移植するという方法を、地区の漁協青壮年部と一緒に取り組んでいく予定にしております。

水産研究センターからは以上でございます。

○平岡水産振興課長 資料少し飛びまして、32ページをお願いいたします。

藻場造成、魚礁設置による漁場造成と連携した栽培漁業や資源管理の推進という施策でございます。

1の施策の概要等の①の取り組み概要と②の課題ですが、藻場造成による稚魚等の保護育成場の造成とマダイの栽培漁業について、また、覆砂とアサリの資源管理について連携を図って進めるというもので、沿岸漁場の漁業生産力が低下していることから、引き続き干潟や藻場が持つ機能の回復を図るとともに、資源管理型漁業の推進に努めることが必要となっております。

2の平成25年度の取り組みの②の取り組み状況等ですが、マダイにつきましては、造成した藻場などの放流適地に予定どおり全長50ミリの稚魚104万尾を放流し、現在効果調査を実施中であり、今後、苓北町地先で藻場2.4ヘクタールを造成していくこととしております。

また、アサリにつきましては、稚貝発生の減少原因の調査を実施するとともに、ホトトギスガイの駆除などの漁場管理や漁獲サイズ、漁期の制限等を行う資源管理をさらに強化するよう指導を行っております。

その結果、アサリ主産地の一つであります緑川河口域の3漁協で、産卵期であります10月と4月の全面禁漁や9月と3月の出漁日数の削減を決定しております。

また、県営事業により、昨年度の追加経済対策を活用して、熊本市及び宇土市地先において43.3ヘクタールの覆砂漁場を造成中であり、9月に完成の見込みです。

さらに、今年度の当初予算で、熊本市及び宇土市地先や八代市地先においても、今後造成を予定しております。

水産振興課は以上でございます。

○梅崎水産研究センター所長 水産研究セン

ターです。

34ページをお願いします。

提言項目では、持続的養殖漁業の推進ということに対しまして、水産研究センターでは、ノリの優良品種の開発・導入の促進について取り組んでおります。

近年の本県ノリ養殖の生産枚数は、毎年10億枚程度で推移しておりますが、海水温の上昇や、河口域の漁場において、ノリの芽が流れるなどの淡水被害が発生しております。このため、高水温に強いあるいは低塩分に強いなどの特性を持つ優良な品種の開発が求められております。

平成25年度の取り組みですが、引き続き新しい品種の選抜に取り組むとともに、平成18年度に行いました高水温耐性株の再選抜に取り組むこととしており、また、新たな優良品種を探索するため、水産研究センターが保有する株の中から10株程度について、その特性評価をすることとしております。

下段の現在の取り組みですが、現在、高水温耐性や低塩分耐性を有する9つの試験株を、10月からの養殖現場等における試験養殖に向けて種づくりを進めているところでございます。また、特性評価についても、12株を培養中であり、同じく10月から試験を行っていく予定でございます。

水産研究センターからは以上でございます。

○平岡水産振興課長 資料の42ページをお願いいたします。

諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査の実施についてでございます。

1の施策の概要等の(5)でございますが、平成24年5月11日に、県は、環境影響評価準備書に対しまして、①開門に当たっては、環境保全対策など十分な準備を整えること、②開門調査に当たっては、その評価を含め万全な調査体制を整備すること、③本県水産業に

被害が発生した場合、補償を含めた対応策を講じることを求める意見書を国に提出しております。

この中で、国が公表した環境影響評価書には、③の補償を含めた対応策について明記されておりましたが、その後、(7)でございますが、平成24年11月22日、九州農政局は農林水産大臣の意見をもとに補正を行い、公告した評価書に、万が一開門と直接的な因果関係のある被害が生じた場合には被害に応じた補償を行うことが追記されております。

この補償につきましては、どのように判断して、どのような補償が行われるのかなど、補償の基準等を明確にしてもらう必要があることから、2、平成25年度の取り組みの②の(3)でございますが、去る7月5日に、九州農政局との意見交換を行いまして、開門調査のデータをリアルタイムで公表すること、開門が原因の漁業被害に関する補償について明確にもらうよう要望を行い、さらに、開門調査の実施により何か異変が生じたときは、迅速にしっかりと対応してもらうよう、重ねて申し入れを行っております。

(4)ですが、新聞報道も行われましたけれども、平成25年9月9日に、農林水産省は事前対策工事に着手しようとしたけれども、営農者の抗議を受け、着工を見合わせております。さらに、農林水産省は、事前対策工事に関しまして、9月27日、本日でございますが、本日の午後に着手することを決定し、去る25日に長崎県に伝えております。

県としましては、①、もとに戻りまして、25年度の取り組み予定のところですが、今後の国の動向を注視するとともに、適切な開門調査が実施されるよう、関係県や漁連との意見交換などを行いながら、必要な対応を行うこととしております。

水産振興課は以上でございます。

○森浩二委員長 次に、地球温暖化対策に関

する件について、温室効果ガス総排出量について説明をお願いします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

44ページをお願いいたします。

平成23年度の熊本県の温室効果ガス排出量を算定いたしましたので御報告いたします。

まず、1の温室効果ガス総排出量でございますけれども、左下の図1をごらんください。

一番左が、京都議定書の基準年でございます平成2年度で、熊本県の排出量は1,114.5万トンでございました。これに対して、一番右が平成23年度の排出量でございます、1,271.6万トンとなっております。これは、平成2年度以降、6番目に多い排出量でございます、平成2年度と比較して14.1%、平成22年度と比較して12.6%増加しております。

次に、2の部門別の排出量でございますが、下の真ん中の図2をごらんください。

上から2番目の線の運輸部門、これには自家用車も含まれますけれども、温室効果ガス排出量は低減していております。しかしながら、それ以外の部門、産業部門、家庭部門、業務部門につきましては、この数年、排出量が増加してきております。

45ページをお願いいたします。

3の排出量増加の要因でございます。

図3をごらんください。

図の3は、産業部門におきます石油系燃料の消費量の推移のグラフでございます。それから、その右の図の4、これは家庭部門における販売電力量の推移でございます。左下の図の5は、業務部門における販売電力量の推移でございます。

これらのグラフを見ていただきますと、平成23年度は22年度よりもエネルギーの消費量は減少しております。したがって、これらの部門における省エネは進んでいるものと

考えられます。

右下の図6をごらんください。

これは、九州電力の平成22年度と23年度の電源別の発電実績でございます。

23年度は、全国の原子力発電所が、定期点検の時期に順次運転を停止していております。これにかわる電源といたしまして、火力発電でございますが、平成22年度の47%から、平成23年度は72%に増加をしております。この火力発電に使用する天然ガスや石炭などの化石燃料の消費量の増加が温室効果ガス排出量の増加の要因と考えられます。

46ページをお願いいたします。

参考でございますが、温室効果ガス排出量の算定の仕組みにつきまして簡単に御説明します。

排出量は、温室効果ガス排出につながる活動の活動量、これは、矢印の下に書いておりますように、電気の消費量ですとか、ガソリンなどの消費量、あるいは家畜頭数、水田面積、廃棄物焼却量など、約40項目ございます。この活動量に活動ごとの排出係数を掛けて算定いたします。

排出係数と申しますのは、その活動に伴い排出される温室効果ガスの発生量の単位でございます。

例といたしまして、電力の排出係数を記載しております。平成22年度が0.385という数字になっておりますけれども、これは、電力を1キロワットアワーつくり出すと、0.385キログラム、385グラムのCO₂が発生するということをあらわしております。この排出係数が、平成23年度は0.525と、約36%増加しております。仮に平成23年度の温室効果ガス排出量を平成22年度の電力排出係数で計算いたしますと1,114.2万トンとなりまして、基準年度とほぼ同じ、平成22年度比では1.3%減という結果になりますので、やはり電力の排出係数の増が温室効果ガス排出量増につながった要因であると考えております。

総排出量についての説明は以上でございます。

○森浩二委員長 次に、地球温暖化対策に関する提言への対応について説明をお願いします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

続きまして、47ページをお願いいたします。

平成21年3月に特別委員会からいただいた提言への取り組み状況でございます。

本日は、本年度の取り組み状況につきまして、黒丸をつけております項目について関係課から御説明いたします。

引き続き、48ページをお願いいたします。

事業活動における取り組みの推進に関する取り組み状況でございます。

本日は、資料の太字で書いている部分について御説明させていただきます。

49ページの(イ)をお願いいたします。

事業者への情報提供、支援についてでございます。

まず、(a)でございますけれども、7月に、ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議を、会員企業や団体、県民など、約160人の参加により開催いたしました。この会議の中で、今後の県民運動として、熊本らしいエコライフに取り組んでいくということが決定されました。

また、セミナーや講演会としまして、(b)に記載しております県主催の省エネセミナー、自動車販売店協会主催の環境マイスター認定研修会、(c)に記載しておりますエコアクション21説明会などを開催いたしました。

50ページをお願いいたします。

(d)のライトダウンでございますけれども、ことしの夏は計6回実施をいたしまして、延べ2,070施設の参加があり、約4万キ

ロワットアワーの節電効果がございました。

1つ飛ばしまして、(f)でございますけれども、中小企業向けの省エネ設備導入補助の募集を行っておりまして、9月6日までに11件の申請がっております。

(g)でございますけれども、産業技術センターにビルエネルギーマネジメントシステムを導入し、電力使用の見える化を行いました。今後、データ分析を行いまして、空調などの効率的機器運用につなげることでございます。

(h)は、市町村が民間事業者と連携して実施する新エネ・省エネの取り組みでございますけれども、3つの地域をモデル地域に設定し、支援を行っていくことでございます。

(i)は、ウェブサイトとして、くまもと県民節電所を開設しました。県民の皆さんに節電実績を登録いただき、節電効果を見える化していくものでございまして、あわせて、省エネコンテストも実施しているところでございます。

事業活動における取り組みの推進については、以上でございます。

○財津交通政策課審議員 交通政策課でございます。

資料の53ページをお願いいたします。

公共交通機関の利用促進に係ります取り組みについてでございます。

まず、(1)のノーマイカー通勤運動の強化について説明申し上げます。太字で書いてある部分を中心に説明申し上げます。

(エ)電気自動車の普及促進につきまして、(a)でございますが、普通充電器の新たな設置につきまして、一般からの公募や各地域振興局からの推薦等を受け、現在、設置候補地の選定を行っております。

また、(b)でございますが、電動二輪車の普及のための補助金の募集を6月から開始しております。高校通学用リースや事業用リー

スを対象として補助を行うこととしております。

次に、(c)でございます。

超小型モビリティを活用した社会実験を実施するため、6月4日に本田技研工業と包括協定を締結し、9月に第1回協議会を開催しております。今後、県内各地で走行実験や試乗会を実施することとしております。

次に、(3)の乗り継ぎの円滑化について御説明いたします。

まず、(ア)利用促進に向けた取り組みでございます。資料は、54ページをお願いいたします。

(b)周知・広報の①ですが、都市圏市町村、交通事業者、大規模商業施設、コンビニ等にパークアンドライドのポスターの掲示の依頼や、バスや電車の各種イベントにおいて、パークアンドライドの広告入りポケットティッシュを配布することとしております。

次に、④ですが、エコ通勤環境配慮に取り組んでいます従業員500人以上の13事業所に対しまして、従業員に向けた周知広報の依頼を行いました。また、利用促進を図るための対応策を検討することとしております。

また、⑤ですが、稼働率が低迷しています駐車場の利用促進に向け、昨年度実施しましたアンケート結果をもとに、稼働率の向上策の検討を進め、改善の働きかけを実施することとしております。

次に、(イ)の普及促進に向けた取り組みでございます。

(a)パークアンドライド駐車場の状況でございますが、右の表をごらんください。

現在10カ所で実施しておりますが、8月末の時点で、契約台数は368台で稼働率が67%となっております。また、パークアンドライド駐車場が未設置の駅やバス停における駐車場設置の可能性を検討し、今後拡充を図っていくこととしております。

最後に、(ウ)のJR豊肥本線を活用しまし

た空港ライナーの試験運行についてですが、平成23年10月の運行開始からことし8月までの利用者数は、延べ9万6,464人となりまして、1日当たりの利用者数も着実に増加しております。

交通政策課からは以上でございます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料56ページをお願いいたします。

家庭における取り組みの強化に関する取り組み状況でございます。

まず、(1)の啓発についてです。

(イ)の広報やイベントにつきましては、5月の熊本市主催の環境フェアへの参加、7月には、経産局、熊本市、九電とともに、節電の街頭キャンペーンを実施いたしました。年末には、県主催の環境フェアを開催する準備を進めております。

(ウ)の地域の学習会への講師派遣などについてでございますが、昨年度作成しましたくまエコ学習帳を小学5年生の全児童に配布いたしました。

2段目でございますけれども、この学習帳を使って、親子向けの夏休み特別授業を2回開催いたしました。また、小中学校向けの出前講座も実施しているところでございます。

さらに、一番下の段ですけれども、地球温暖化防止活動推進員が各地域で実施する学習会を通じまして、くまもとらしいエコライフを広く普及させてまいりたいと考えております。

57ページをお願いいたします。

(キ)のグリーンカーテンにつきましては、39の県有施設に設置いたしまして、植えつけイベントの開催、あるいは収穫したゴーヤの配布などを通じまして、普及啓発を行いました。

(2)の行動を促す仕組みの構築でございますが、1つ飛ばしていただきまして、(ウ)を

お願いします。

家庭における省エネ機器導入補助金につきましては、160件の募集があり、受け付けを終了いたしました。

最後に、1つ戻って、(ア)の九州版炭素マイレージ制度でございますけれども、沖縄を除く九州7県で共同して10月から開始することとしております。

詳細は、58ページをお願いいたします。

1の背景に記載しておりますけれども、九州地方知事会あるいは九州の経済界で構成いたします九州地域戦略会議におきまして、低炭素社会を目指す九州モデルという構想が平成23年度に策定されております。この構想の重点戦略の一つとしまして、九州版炭素マイレージ制度の検討が掲げられ、九州各県と経済団体により協議会を設置して検討を進めてまいりました。

制度の概要でございますが、右の図もあわせてごらんください。

家庭での省エネ、CO₂削減を促進するために、環境に配慮した活動に参加した九州の住民にポイント券を交付し、そのポイント券を協賛する道の駅やスーパー、地域の商店街などで金券として使用できるというものでございます。

ポイントの交付対象となる活動は3つございまして、1つは、電気使用量の削減です。これは、事前に参加者を募集しまして、参加者の家庭の電気使用量が前年度と比べてどれだけ削減できたかによってポイントを交付するものでございます。2つ目は、間伐や下草刈りなどの森林育成活動への参加など、協議会が認定する環境保全活動にボランティアとして参加した住民にポイントを交付するものです。そして、3つ目は、協議会が認定した省エネ製品の購入に対してポイントを交付するものです。ただし、これにつきましては、省エネ製品を販売する企業がポイント相当分の原資を提供することが前提となります。

ポイントの原資を含めました事業費は、約3,000万円でございます。九州各県の負担金及び企業の協賛金で賄うこととしております。本県の負担金は、本年度当初予算で370万円計上いただいたところでございます。

現在、県内企業や商店街などに協賛依頼を行っているところでございます。

また、本県は、ほかの県に先駆けまして、エコくまポイントという類似の制度を、これまでくまもと温暖化対策センターが実施してまいりました。このため、九州版炭素マイレージ制度の運営の一部も温暖化対策センターが受託することによりまして、一体的な運営を行うこととしております。

説明は以上でございます。

○森浩二委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑はありますか。一—ないですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 ないですね。質問がありませんので、次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑はありますか。

○西岡勝成委員 荒瀬が一応廃止になって開門をし、しかも今、門の撤去まで進んでいるんですけども、もう開門してから何年、2年ぐらいになりますか。

そういう中で、八代海の、要するに数字的に何か改善された部分というのは、目に見えてあるのかということと、私たちもプロジェクトチームの座長も仰せつかって、いろいろあのときに考えたのが2点、今回も質問がありましたけれども、瀬戸石をとらぬと、結果的にはそう変わらないだろうという判断は最初からありましたけれども、ダブルでダムが

あって、普通のダムと違って発電用ダムですから、ずっとそこに水をためとくわけじゃないので、影響は少ないとは思いますがけれども、いずれにしても、八代海に相当な影響を、1級河川ですから影響を与えているだろうということは感じてたんですけども、水門が開放されて、どれだけ変わってきたのか、また、瀬戸石というのが、どのくらいまだ影響を持っているのかですね。その辺についてちょっとお尋ねをしたい。

○古里企業局総括審議員 済みません、荒瀬ダム関係でございます。

ちょうど22年から開放しておりますので、2年ちょっと過ぎているわけですが、まさに今、荒瀬ダムにつきましては、私どもが、環境モニタリングのエリアとしましては、瀬戸石ダムの下流から遙拝堰、ここを、フォローアップの専門委員会の先生方の意見をとりまして、そこについて環境モニタリングをやっているというような状況がございます。

その中では、当然、水質関係、底生動物等関係はふえたりとか、そういうのは出ておりますが、ただ、委員の先生方の話としては、要はまだデータをとっている段階であって、今早計に、ここの中で、何といいますか、判断をすることはなかなか難しいというような御判断をいただいているところでございます。引き続き、データを蓄積していきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、現場感覚では、よく市民の方、皆さんから、大変干潟がその辺がよくなったというのは、お話はお聞きはしているところでございます。

○西岡勝成委員 一番あの辺で影響があるんだろうというのは、アマモ場が、芦北高校か、いろいろ努力されて、そういう植栽も進めてきたし、何かこう目に見えるような変化というのは、何か1つでも2つでもないです

か。

○平岡水産振興課長 先ほど、目に見える変化というお話がございましたけれども、漁協への聞き取りによりますと、水門開放後、八代地先でアマモが増殖し、イカの卵を見られるようになったりとか、あと干潟の泥が減少して歩きやすくなったと、そういった話は漁協から聞いております。

○西岡勝成委員 瀬戸石も、我々も軽々に言える話では——荒瀬を撤去するときには、原発の問題はなかった時期の話で、今電力事情がこういう状況の中で、軽々に話はできないんですけども、環境への影響を素直に考えると、やっぱり本来ならば瀬戸石も一緒に撤去したほうが一番だろうと思うんですけども、あのダムで——これは企業局に聞きたいんですけども、荒瀬ダムで水を一応ためますよね。ためるといふか、ためてましたよね。ああいう、要するに発電用のダムの下流への影響ですね。

我々のときには、赤潮があそのダム湖内に発生をしました。隣の何川かな、小さな川が、上流に畜産が多いということで、そういう富栄養化した部分もあるだろうというようなこともあったんですけども、現実問題として、発電ダム、結構流しておりますよね。水を流す中で、どのくらいの影響があるのか。普通のダムとは違うと思うんですけども、農業用ダムとか、飲料水のダムとかと違うので……。

○古里企業局総括審議員 荒瀬の撤去関係の中で、荒瀬ダムがどれだけ球磨川に環境の負荷を与えるかというのは、これについては大変難しい問題で、簡単に申し上げると、それが科学的に因果関係が立証されているということではないというふうに——ただ、私どもは、そういう大きな影響を与えている一つで

はあろうというようなことで、さまざまな、撤去以前も、いわゆる泥土の除去とか、そういう取り組みはずっと行ってきたというのが正直なところでございまして、委員のおっしゃるような、データのなもの、そういう因果関係とかは、なかなか現状では明らかにはできていないのではないかというふうに思っております。

○西岡勝成委員 そこで、いずれ瀬戸石のことも問題になってくるはずですから、しっかりとしたフォロー、データを、要するに撤去後のデータというものとその前のデータが比較できるような、要するに対策といいますか、そういうものをぜひつくり上げて、ダムがどういう影響——なかなか難しいとは思いますが、比較できるような部分はたくさんあると思うので、その辺のことを十分配慮された上で、ぜひ調査をしていただきたいと思います。

○古里企業局総括審議員 御指摘のとおりでございます。荒瀬ダムに関しましては、撤去工事という新たな、そういうこれまで例のない工法的なもの、それから環境にどのような影響を与えていくのか、長年にわたってですね。環境問題につきましては、29年に撤去しますが、そのプラス2年間までフォローしていこうというふうに思っております。広く現在もデータについては公開をしております。

引き続き、そういう保存と公開、これには十分、最大の使命ということでやっていきたいというふうに考えております。

○西岡勝成委員 最後に。

水産関係も、特に、そういうデータに関しては、きちっとしたものがまとまるような体制で臨んでいただきたいと思います。

○岩中伸司委員 関連して。

水産関係では、具体的なデータというのは、全然——放流されて2年ちょっとたつけれども、その辺の検証は全くされてないんですか。一般的に感覚だけの話だったんですが……。

○鎌賀水産局長 水産関係では、現在に近い観測体制になりましたのは昭和30年代後半からでございます、ダムができてからようやく整ったということで、それ以前との比較というのは、事実上データの比較というのとはできない状態でございますけれども、今の観測体制そのものも海域の全体の経年変化を見るような観測が主体でございます。

ダムの水門が開放されてから2年間というの、具体的にどこがどう変わったというのは細かい変化はまだ見られておりません。ダムができて60年たっておりますし、長い期間がございましたし、それから海域までの影響が及ぶというのもそれなりの期間がかかると思いますので、長い目でできっちりと調査をやっていくことが必要かと思っております。

○岩中伸司委員 そういう意味では、まだ2年ちょっとぐらいではなかなか具体的にはわからない。感覚的には、漁業関係者とか、マスコミの報道とかで、私たちも——変わってきているというような表現がかなりされているんですが、そこで、上流の瀬戸石ダムとの関係で、先ほどは、今西岡委員から言われたのは、水力発電は発電専用ですから、水量も流れとしては流れているということのお話ですが、私がちょっと一般質問でもしたんですが、現地に小さいころからずっと育った人の話だと、荒瀬ダムのところの水量は全然違うというような話を感想としてされたんですが、その辺は、何か具体的に、以前の状況……。

○古里企業局総括審議員 水量が違うといい

ますのは、いわゆる減水区間のことでございますかね。荒瀬ダムで水をとりまして、藤本発電所のほうに水を運んでおりますので、荒瀬ダムから藤本発電所の手前までは減水区間となって、水が少なくなるという状況はございます。

○岩中伸司委員 そうすると、その下流は同じような状態ではないと思うんですよね。ダムがあって、確かに発電のために利用している水量と自然に流れてくる水量というのはかなり違う部分があるんですかね、量は。

○福原工務課長 発電による水量なんですけれども、藤本発電所を運転していたころには、ほぼ流入量イコール発電という形で運転しておりましたので、ダムから発電所の間は、発電のほうに水を took 関係で、水量がもうほとんど流れてませんでしたけれども、発電所から下流については、ダムに入ってくる量とほぼ同じ量が流れていたという状況でございました。

○岩中伸司委員 であるならば、いわゆる荒瀬ダムを開放した段階で、私が今の答弁を聞けば、結局、瀬戸石ダムは、もう撤去されたのと同じような状態というか、水量自体は、下流のほうは、もう全然以前の状態、3年後に瀬戸石ができたけれども、それとは関係ないというふうな認識でいいですかね。水量について。

○福原工務課長 瀬戸石発電所の場合は、最低使用水量というのが大きいものですから、瀬戸石ダムに入ってくる水量と同じ量をいつも同じように流すということがちょっとできないということで、若干ためたり、多く流したりとか、そういう波が生じています、現在は。

藤本発電所の場合は、最低使用水量が小さ

かったものですから、入ってきた量を大体そのまま流せる機能があったんですけども、現在、ちょっと瀬戸石ダムの設備の関係で、若干、瀬戸石ダムに入ってくる量と下流に流れていく量には時間的な差が生じているのが現実です。

○岩中伸司委員 そういう差というのは、もう大して環境に影響はないというような——それは答弁できるかどうかわからぬけれども、そういう判断ですかね。あってもなくても余り変わらぬということですかね、瀬戸石。

○福原工務課長 実際、その下流の漁業者、それから農業関係の利水等に迷惑のかからないように瀬戸石ダムのほうでも努力されて、そういう関係者の御理解が得られる状態で今運用されていますので、余り影響は出てないのではないかなというふうに思っています。

○氷室雄一郎委員 ちょっと具体的な中身の部分で、下水環境課の部分ですけれども、私もこだわってきた、この合併浄化槽の推進ということで、新しい処理構想2011という立派なものを見せていただいたんですけども、この中に、特に合併浄化槽については、27年度の一つの目標、また、32年度までという長いスパンで、それぞれ取り組みの具体的な目標が掲げられているんですけども、これは非常になかなか遅々として進まない面もあるんですけども、合併浄化槽の推進がなかなか難しい問題、これはどこにまずあるのかというのが1点。

あと、今後、県が推進をされていく、各市町村によって地域性がありまして、なかなか一概にはいかないんですけども、この助成処置、浄化槽についての助成措置が最終年度であると書いてありますけれども、これがことしまでなんですかね。次、新しい助成制度

みたいなものを何か考えておられるのか。

○軸丸下水環境課長 2点の御質問をいただきました。

まず、1点目、浄化槽整備がなかなか進まない理由はなぜかということですが、同じ生活排水処理施設整備におきましても、下水道や集落排水施設につきましては、自治体のほうが事業主体となって整備を進める部分が大部分でございます。浄化槽も一部ございますけれども、ほとんどが個人で設置をいただいている。それに対して、国、県、そして市町村が、その費用の一部を助成するという形をとっております。

したがって、私どもとしても、合併処理浄化槽への転換をお願いする、そのアピールをしてまいりますけれども、基本的には個人の皆様方の意思を受けて仕事するという待ちの行政になっているというところはございます。

こういう中で、新しく家をつくれる方々につきましては、当然、そういう合併処理浄化槽をつくっていただけるわけですが、既存の中で、特に単独処理浄化槽、トイレの水洗化はできているけれども、生活雑排水はそのまま流しておられる、そういう方々が、合併槽に変えることによって直接的なメリットが少ない。環境への影響を低減するという大きな目的はございますが、個人にとってのプラスがなかなか出てこないという面がございませぬ。

そういうことで、なかなか進捗が少ない。それでも年間2,000件の整備が進められておりますので、私ども、今先ほど委員からありました処理構想2011で、平成32年度の目標値達成に向けては、あらあら行けるのではないかというような気持ちでいるところでございます。

それから、2点目、今、私ども2つのモデル事業を進めております。

1つは、市町村設置型の浄化槽を進めていこうと。これは、浄化槽を整備しても、その後適切な維持管理をしていくことが、公共用水域の水質保全にとって大きなことですので、それを行政のほうでやっていくことが一番安定的に進められるということで、市町村設置型をお願いしているところです。

そのために、国のほうでは、補助制度が1年間に10基以上の整備をするところだけ国からの補助金が出るようになっております。じゃあそれよりも少なくなったところはどうかということで、そこについて県が一定支援していこうという制度でございます。

そして、もう一つは、先ほども申し上げましたけれども、単独処理浄化槽から転換をしていこうということが大きな必要でございますので、それに対して既存の単独浄化槽を撤去して新しいものを入れる必要がございますので、その費用について県が上乗せをしましよという制度でございます。

その2つのモデル事業について、ことしが3年目でございますが、先ほども申し上げましたように、この制度を使っていただいて促進をということで取り組んでまいります。今その検証をやっているところでございまして、大きな方向性として、やはり市町村設置型が大事、そして単独槽からの転換が大事という視点は変わりませぬので、何らかの形で、それにかわるもの、あるいは、これ以上のものについて、制度を再構築に向けて考えているところでございます。

○氷室雄一郎委員 その既存の助成制度は、それ以上のものを考えていただきたいわけですが、基本的には、この助成事業はまだ続けていくということと判断してよろしいんですか。

○軸丸下水環境課長 まだ軽々に答えをちょっとと言える段階ではございませんけれども、

いわゆる浄化槽の整備促進に向けて必要な対策は進めていきたいというふうに考えております。

○氷室雄一郎委員 なかなか、各市町村の問題でもありますし、地域性もありますし、なかなか一概にはいかないという面がございますけれども、県としてできる制度、こういう助成制度も設けておられますので、できますればもう少し踏み込んだ制度になるように頑張っていただきたいと思っております。

それから、もう1つお尋ねなんですけれども、ちょっと私もこの委員会におらなかったものですからよくわからないんですけれども、この漁港漁場整備課にちょっとお尋ねをしたい。

20ページでございますけれども、この施策の概要等で、海砂利覆砂にかわるアサリの造成技術として畝型耕うんによる云々というのがございますけれども、これは今まで並行して行われてきたものなんですかね。私、ちょっと認識がないんですが。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。

畝型耕うんといいますのは、ことし初めて試験的にやるものなんです。どういったものかと申しますと、大体深さ1メートルぐらいで幅10メートルぐらいなんですけれども、掘ったところとそれを掘ったやつを上積みして、しま模様みたいな形で畝をつくるわけですね。それを潮流方向に設置した場合、あるいは潮流と直角方向に設置した場合、そのアサリの増殖効果がどう違うかということを確認するために、ことし、そういった、まず現地でそういう形をつくり上げる必要がございますので、まずその工事を現在進めているところです。工事が終わり次第、実際地形的にどう変化して、それに対してアサリがどうついていくかというのを、今後検証していくこ

ととしております。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、今まで行ってきた覆砂事業の予算措置等、それを減らしてこちらのほうにするのか、それとも、今までの事業の予算は確保して、また新たに上積みして、こちらのほうの予算もつけて同時並行にやっていくということでしょうか。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。

覆砂というものが、アサリの増殖効果に非常に効果があるというのは、今までの結果から出ております。ですから、覆砂というものも引き続き施行はしていきたいんですが、県内の海砂はとれない状況になっておりますし、県外産につきましても、今後どういうふうになるかわからないと。安定供給が見込めるかわからないという、そういう不透明な状況の中で、やはりアサリが減った状況を改善せないかぬということで、その覆砂にかわる手法として新たな手法を今からつくり上げて、しばらくは並行で進めていく形になるろうかと思えます。

○氷室雄一郎委員 しばらくはというのは、どの程度——覆砂事業も、かなり長くある程度の期間やってこられたわけですが、その検証の結果、かなり効果も見えているというお話がございましたけれども、その不足の部分として、また心配される部分があるところなどで論議されておりますけれども、新たにこういう新しい取り組みを開始されるということですが、当分という感じで具体的じゃないんですけれども……。

○原田漁港漁場整備課長 アサリの増殖、これは、稚貝が着底して、その効果が見えるのに大体2年間ぐらいかかります。2年ぐらいたつて、そのアサリの稚貝が着底したか、あ

るいは増殖したかというような確認をとりまして、その効果が見込めるならば、当然、購入してやるよりも、現場で耕うんするほうが、費用的にははるかに安くなります。

その辺も踏まえながら、当面と言いましたけれども、その効果が見える約2年間先ぐらいまでの調査結果を踏まえて、今後のこのアサリにかわる造成技術をどうしていくかということをも具体化していくことになると思います。

○氷室雄一郎委員 では、先ほど言った予算の面をちょっと言ってみてください。覆砂事業にどの程度組んでやっておられるのか、また、今回、新しい工法について、どのくらいの予算を考えておられる……。

○原田漁港漁場整備課長 予算でいきますと、大体、覆砂事業も、現在進めております——毎年、これは年によっても違うんですが、2億から4億程度は毎年投資しております。ただ、この畝型耕うんによる事業費がどうかというのは、申しわけないんですが、直接比較できるようなちょっと事業費は、今のところまだつかんでおりません。

○氷室雄一郎委員 いやいや、実施をされるわけでしょうから……。

○鎌賀水産局長 私のほうから補足させていただいてよろしいでしょうか。

新たな漁場造成の試験を実証的にやっているわけですが、漁場によって、表面だけに泥分がたまって、底には下のほうにはいい砂があるとか、いろいろ漁場によって特性がございますので、覆砂のほうが効果があるところと、新たな方法のほうが安く効果が上がるとか、そういった漁場の特性によっても違うと思います。

それで、この今現在やっている手法が、ど

こにでも使えるかどうかというのは、これからの判断でございますけれども、漁場によって、あるいは、その場所の特性によって、いろんな方法を考えながら、増殖の効果が高いものを選んで、アサリ資源の回復を目指したいということでございます。

○森浩二委員長 費用はどこから出ているのかということですよ。畝をつくる費用。

○氷室雄一郎委員 覆砂では、その年度別に若干予算は違うけれども、2億から4億、大変なお金を打ち込んでおられるわけですね。新たにこういうものをやられるということは、その中から出るのか、別に生まれているのかということをお尋ねしている。

○鎌賀水産局長 もともとの覆砂事業というのは、国の補助事業でやっております。2分の1の補助ですね。ただ、新たな事業ということになりますと、若干枠組みが事業の仕組みとして異なるところがございましてけれども、既存の事業、国の補助事業を適用できるように考えながらやっていきたいと考えております。

○氷室雄一郎委員 だから、覆砂の事業の中でやる、その範囲の中でやるということですか。今までの——別にまた新たに……。

○鎌賀水産局長 目的は、アサリをどれだけふやすかということでございますので、予算の枠があるとかないとかという話ではございませんで、固まっている予算の枠が、固定された枠があるわけではございませんので、必要であれば国に要望しますし、現在、現状並みの予算規模でやれるのであれば、それで結構かと思っておりますけれども……。

○氷室雄一郎委員 どっちでやろうとされて

いるのかと……。

○森浩二委員長 畝をつくる費用ですよ。それはどこから出るとですか。

○原田漁港漁場整備課長 現在、ことしやっていますのは、あくまでも試験的にやるということで、これは単独費で今やっています。

今局長申しあげましたように、アサリ増殖のための手段の一つとして、今覆砂というのが、水産環境整備事業という事業費目の中で、内容として覆砂というものがございます。

今後、これで効果が見込めるということであれば、水産庁と協議しまして、今の覆砂にかわる工法で、同じようなひょっとしたら水産環境整備事業の中で行えるようになるかもしれません。それは協議次第ということになるかと思えます。

○森浩二委員長 だけん、今は試験的だから単独費でやっているということでしょう。

○原田漁港漁場整備課長 今やっていますのは、あくまで単独費でやっています。

○氷室雄一郎委員 有明海を含むほかの県は、こういうのをやっておる県があるんですか。ちょっとそれだけ確認します。

○鎌賀水産局長 似たような試験は、国の予算で委託される形でやっております。熊本県の中でも、これに近い形ですけれども、川口地先とか宇土の地先でも同じような感じのやつをやっておりますけれども、全く同じような試験というのは熊本県だけでございます。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、一応試験的に2年ぐらいのスパンで行ってみて、その効果を検証しなければならないということですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）県独自で、ほかの県はやってないけれども、熊本県としては、これを試験的に今やってみようという、そういうことですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）しっかり頑張って、環境がよくなるように、やっぱりいろんな大変な予算を具体的に投入して推進をしておられるわけでございますので、しっかり頑張っていたいただきたいと思います。

○鬼海洋一副委員長 ここに座ると非常に質問がしにくい状況ですけれども、関連してちょっと質問しておきたいと思えます。

この覆砂については、この委員会の中でも、この数年来、相当時間をかけて議論をしてまいりました。

特に、今覆砂について、アサリを回復させるための救世主みたいなことで、相当その予算もその中で使うということについても、この委員の皆さん方も同意の上で今日まで推移してきたわけでありましたが、ついせんだって新聞を見てちょっとびっくりいたしました。

福岡県議会では、この覆砂そのものに、その効果に疑問が生じていると、この新聞報道でありましたが、例えば、現場の漁民の皆さん方も、余り効果がないんですよという、そういう証言のことだとか、その記事を見てびっくりしたわけでありましたが、この真意がどこにあるのかということと、つまり福岡の中でもこの議論がなされているわけでありまして、当然、横の連携で、現状をどうするかという。この同じ有明海のことでもありますので、それは、行政同士の連携というものも、その報道がなされた段階でとっていただいているんだというふうに思っておりますが、その辺の現状についてお話ししていただきたいと思えます。

○鎌賀水産局長 福岡県のほうは、熊本県よりもかなり大規模に覆砂事業をずっとやって

まいりました。もともと泥分の多い漁場でして、アサリもそんなに多くなかったところですが。覆砂をした段階で、非常に福岡県はアサリがふえた時期もあるんですけども、そのときは、ちょうど熊本県のほうも資源量が多い時期で漁獲量が多かったんですけども、有明海の中では、福岡県のアサリの種、種苗のものの供給元は、熊本県のほうから幼生という形で海流に乗って流れていくというふうなのが主流だと考えられております。

ということで、ここ最近、ここ1～2年ですとね、福岡県のほうで漁獲量が落ちているというのは、覆砂そのものの効果が落ちているということよりも、アサリの種そのものの供給が少なくなっているからアサリの漁獲量そのものも落ちているんじゃないかというふうな理解でおります。

○鬼海洋一副委員長 これはマスコミ報道ですから、私も直接行って福岡県議会のほうに調査をしたわけではありません。そこで、今質問しとるわけですけども、マスコミ報道によると、その覆砂だけでは、つまりヘドロの上に砂をかぶせるだけということでは、その効果についていかなものかということが——きょう氷室先生もお見えであります、公明党議員団のほうからも、そういう意見あたりも出ているというような新聞報道でした。

そうなれば、我々も、覆砂そのものが効果があるというふうにこれまでもずっと考えてきましたし、今もそういう答弁をなされたわけでありまして、特にこの有明海再生については、これは熊本県のみならず、佐賀、あるいは福岡、お互いの連携のもとで、この特措法も誕生いたしましたし、しかも、あそこの諫早湾の開門調査等についても漁連や3県共同の取り組みとして今進んできているわけですね。

一方で、そういう同じ有明海のアサリ再生

という具体的な事業に対する疑問が起きているということは、これはもう看過できない話ではないのかと。そういう意味では、もう少し福岡県と連携をとりながら、この問題のそういう疑問に対する答えを熊本県議会としても執行部のほうからお示しいただくことが大事ではないのかなというふうに思ったものですから、今お尋ねをいたしました。

今、鎌賀局長の話では、地理的な関係というお話もありましたが、しかし、それだけではない。熊本県だってヘドロが堆積する海の状況ですから、今疑問視されているものについては、ほとんど変わらないような現状の中での疑問だというふうに思いますし、したがって、さっきから議論されておりますように、畝をつくるという作業も、そういうもの、つまり、ヘドロが堆積している海の中で畝をつくって、これまでは作濡というのをやってきたわけですけども、規模を大きくする、畝をつくるという事業ですから、これまでやってきたことに対する、ある意味での検証というものは、もう一回必要ではないのかなというふうに思いましたので、ちょっと質問をいたしました。その辺いかがでしょうか。

○鎌賀水産局長 まず、有明海の沿海の各県につきましては、試験研究機関のレベルでも、あと国が主導をして連携する会議で情報交換をしております。今回の場合は、まだ改めてやっておりませんので、十分な情報交換ができてない状況ではございますけれども、逐次そういった情報もお互いに交換していきたいと考えております。

あと、ヘドロの話でございますけれども、確かにヘドロが非常に多い部分、漁場に砂を入れても周辺からまた泥がかぶってしまうというふうなことで効果が長続きしないというふうなことはあろうかと思っております。

熊本県の場合は、福岡県と違いまして、も

ともとが砂分が多い漁場が広がっているという関係で、アサリの生産量も福岡県よりも非常に多いわけでございますけれども、そういった中で、ヘドロがたまってきているのをどうするかということで、今回、今年度やっている試験というのも、ヘドロ、泥分を沖合に効率的に流すといいますか、拡散させる、あるいは、もともと下のほうに埋もれている砂を表に出してやって、それで新たな砂を持ち込まずに覆砂と同じような効果ができないかというようなことで試験をやっているところでございます。

○鬼海洋一副委員長 先ほど、これは荒瀬の問題もそうでした。特に、今荒瀬ダム撤去の前段で我々が議論をいたしましたのは、ダムをつくったことによって、その川の流れによる漁場の影響、こういうものが具体的にはどういふぐあいになされているかという、そんな議論を随分やったというふうに記憶しております。

だから、その後、さっき企業局のほうからも、2年間たってあそこの堰のところの分析の結果が出ているというお話がありましたが、しかし、それを私たちも考えているのは、漁場がどういふぐあいに変化したのか、魚がどういふぐあいになったのか。

特に、今、この間の新聞報道では、川ノリが非常に大きく繁茂するようになったとか、あるいは赤潮の発生が少なくなったとかという、そういう、今現象を判断した中での現地の報告、報道というのは、なされているわけですね。

ですから、もう少しその変化——非常に我々が関心を持っているのは、漁場として、漁獲として、魚類が2年間でどういふぐあいに変化したのかという、こういうものを求めているという。そういう認識に基づく一定の調査というのは、これはもう当然、水産振興課のほうではやらなきゃならぬ話ではないのか

というふうに思います。

これは、今先ほど申し上げました、この覆砂のことも同じようなことでして、そういう変化について、もう少し精度を高めて、ぜひ、そういうものが起きたときには、こういう、みんな関心を持っているわけですから、報告できるような状況の調査をお願いしておきたいと思います。もうあと、いいです。

○岩中伸司委員 関連して言っているんですか。

覆砂の問題は、私どもも説明をいろいろこれまでも聞いて、実際、その効果があらわれているという具体的な資料なんかもいただいたので、私は、やっぱりこれはいいことだなと、漁業振興にとってはということ、今でもそう思っているんですが、先ほど鬼海副委員長から話があったんですが、この前、2～3日前、新聞報道で、もう見られていると思いますが、柳川では住民訴訟まで起こっているということで、覆砂が原因というか、そういう特定をしながら、覆砂事業をやった業者、この事業費をやっぱり返還せよという、そういう具体的な問題ですので、こんなやつは熊本県内ではないですよ。ちょっとそこを。

○平岡水産振興課長 本県におきましては、覆砂によりその漁獲量が減ったとか、そういった話は聞いておりません。むしろアサリの増殖のために有効だからという形で、そういった形で私どもも進めているという状況です。

○岩中伸司委員 私もそう思っているんですね。今回、この福岡県議会で問題になってきたこのやつについては、本当に、何というか、ちゃんとした砂、覆砂に適した資材を使わぬで、潟をどんどん流し込んだつかなと、

そんな悪徳業者がひょっとすつとおったかなという思いもしたんですけれどもね。これは、これから真相が明らかにならなければいかぬ。

しかし、やっぱりもう一つは、柳川地区というのは、やっぱり熊本と違ってたまりやすい地形かなということも思うんですね。潮流が非常に今緩やかになっているので、熊本県関係の沿岸と柳川というのは、そこ辺も違ってくるのかなと。これはようと分析しなきゃわからぬ問題ですけれども、今県内ではそういうことはないということを知ったので、ぜひ、覆砂は私も素人ですが、効果を——これまで聞いている限りではどんどん進めていたきたいなというような気持ちは持っていますので……。

○早川英明委員 さっきに戻りますけれども、氷室先生の質問に関連ですけれども、下水道課のほうにちょっとお尋ねですが、この単独浄化槽が合併浄化槽への転換がなかなかできないということをおっしゃいました。その理由も述べられました。公共のほうが普及率もいいということでもありますけれども、なぜ、この単独が合併に変換されない原因として私が思うのに、まず、やっぱり先ほど説明の中にありましたように、当初、その家庭で浄化槽をつけられたときには、家族構成として4人5人いらっしやっただと。ほとんどの家庭が、もう若い人たちが出ていって今は老夫婦2人なんだというような家庭で、やはり今度補助金はあるにしても、合併浄化槽に転換する場合に、家庭の負担が高いんだということがもう第一の原因ですよ。

だから、この負担を上げるということは、なかなか、この県財政あたりが補助を含めて厳しいだろうというふうに思いますが、私は、技術的に、この浄化槽というのは、今一番小さいのが5人槽ですよ。5人槽以上ですと家庭の合併浄化槽はありますが、これを

コンパクト化して、仮に4人槽とか3人槽とか浄化槽そのものの形式を小さくすることによって、もともとの浄化槽の価格を下げたやうな形で、やっぱり家庭の負担が負担増にならないような、その浄化槽のあり方はでけぬのかなと、私は前から思っていましたけれども、もともと浄化槽というのは、もう御承知のとおり、有機物をバクテリアが食べて、分解して浄化槽になっていくわけですから、実際問題として、5人槽の浄化槽に2人しか使わぬという形になれば、先ほど維持管理の問題も出ましたけれども、これは逆なんですよ。5人槽に2人しか使わぬからよか水が出るというふうなことではありません。5人槽に2人しか使わぬならば、5人槽で5人使うたつの倍以上の負荷がかかっていくわけですから、その点あたりも、これは国交省あたりに、この構造基準で何か県あたりからも物申していただくならばなというふうなことを思いましたから、ひとつコメントを、どうでしょうかね、お願いしたいんですけれども。

○軸丸下水環境課長 非常に答えにくい話でございまして、浄化槽の人槽基準というのは、現在、いわゆる1戸当たり的人数が減ってきているということは事実でございまして、したがって、委員がおっしゃられたとおり、5人槽が最低の基準になっておりますけれども、実際5人住んでいるところというのは数少ないわけですから、もう少し規模の小さいものを制度化していくという話は、私はあつていいと思います。その技術開発の難しさがどの程度にあるのかというのは、まだ私には理解できませんけれども、難しいのはあるのかもしれないけれども、やはりそちらの方向に向けて動いていっていただきたいというふうには思っております。

○早川英明委員 ぜひそのような形でお願い

したいというふうに思います。私は、そういうことになれば、これはおのずと転換していくというふうに思います。そこが一番ネックなんです。だから、浄化槽がすぐ壊れて、もう使われぬごとなるなら別として、今の浄化槽は性能がいいから、待っていてもなかなか、壊れるまでは数年あるいは数十年かかりますよ。その間2人ぐらいの暮らしのところで、補助はあっても何十万という金を出せば、今説明がありましたように、設置者は全然自分では影響はないわけですね。ただ、側から環境に悪影響ということだけであって、自分で加害者というあれがありませんから、私はそこが一番ネックだろうと思います。ぜひひとつお願いしときます。

○森浩二委員長 いいですか。ほかに質問…

○岩下栄一委員 ノリの養殖に伴う酸性剤のことですけれども、問題はないと先般御説明をいただきましたけれども、ただ、現実には、小島、中島、沖新あたりの消火栓が真っ赤にグロテスクなまでに染まって、こういう状態は河川の汚染ではないのかと。それから、近隣の子供たちが、魚はおらぬ、ザリガニはおらぬ、何もおらぬと言うんですけれども、この状態についてはどんなですかね。

○平岡水産振興課長 岩下委員からお話がありました。下水が赤く染まっているという話がありました。これにつきましては、酸処理剤によるものではございませんで、ノリの生産者がノリを海からとってきて、それを板ノリに加工する段階で、いろいろ洗浄したり、刻んだりとか、そういった段階でノリの色素が出てくるというふうな状況でございます。

これにつきましては、例えば排水路のところにざるを設けたりとか、そういった形で対

策も熊本市を中心にとっておりますし、また、そのノリの資材屋さんが、そういった負荷を抑えるような機械の試作等も行っております。そういった状況で、酸処理剤とは関係ないということでございます。

○森浩二委員長 よろしいですか。

○岩下栄一委員 はい。

○泉広幸委員 私は、水質関係のことについてちょっとお尋ねですけれども、毎年、海水浴場あたりでシーズン前によく発表されます。適とか合格、それぞれ。

その中で、やはり県下の主な各河川の水質調査あたりは県あたりでやっておられないのか。近年、やはり下水道、浄化槽等の普及がありまして、やはり水質も少しはよくなったのかなという感じを私も受けとめております。

その中で、本渡港でマテガイがもう30年ほど以上いなかったんですけれども、去年ぐらいからマテガイが異常発生しておりまして、そうした関係あたりは県としてどう考えておられるのか。マテガイがふえた原因も含めてですけれども。

それとあわせて、あと1件は藻場の件なんですけれども、苓北あたりで今度藻場をしていただくということなんですけれども、やはり苓北あたりは今までかなり藻場はあったと思うんですけれども、苓北の火電あたりの影響は今まででなかったのか、そういう調査はしていないのか、ちょっと教えていただければと思って……。

○松田環境保全課長 環境保全課でございます。

まず1点目の河川、海域の水質調査についてのお話でございますが、本県としては、海域、それから湖沼、それから河川、これにつ

いては毎年4回から15回をめぐりに行っております。

これまでの状況につきまして、河川につきましては、地域的には河川を県下19水域に分けて調査を行っております。それにつきましては、達成状況としてはほぼ9割以上達成しております、ここ近年横ばいということでございます。海域につきましては、同じく有明海、八代海の海域を調査しております、達成率でいきますと、7割、ただし、近年、これもCOD、あるいは窒素、リンという項目については、ほぼ横ばいという状況でございます。

○森浩二委員長 あと1つは……。

○梅崎水産研究センター所長 苓北の藻場の調査につきましては、保護水面で経年的な調査を水産研究センターはやっております。ただ、それはモニタリングということで、先ほど、結果として、ことは少なかつた。それ以前の状況からすると、少なかつたわけですが、ただ、平成21年は1,800グラムということで、平成21年と比べると、6割ぐらいの程度になっていると。そういう状況の把握はしておりますが、ここが苓北火電とは多分10キロ以内の地点だと思っております、特に苓北火電との関係での調査はしていません。

水産研究センターとしては以上です。

○泉広幸委員 マテの異常発生は、ちょっとわからぬとでしょう。異常発生というか、今まで30年ぐらいいなかつたんですけれども……。

○梅崎水産研究センター所長 済みません。特に、今のお話を聞いたのがちょっと初めてでございます、具体的に調査していません。後日状況を確認して、報告したいと思

ます。

○森浩二委員長 ほかに質問はありませんか。

○西岡勝成委員 もういっちょよかですか、済みませんが。

マグロの養殖についてなんですけれども、ずっと魚類養殖が海洋環境の負荷についていろいろ議論されて、飼料が開発されて、生餌からペレット、モイストペレットと変化をきてきて非常によかつたと思っておりますけれども、ただ、マグロの養殖は、まだ生餌なんです。実際、かなりの——熊本県でも2業者、マグロの養殖をやってますけれども、かなりの生餌を使います。聞くところによると100トンぐらいの生餌を一日に使うと聞いたこともあります、その数さえ、本当は企業秘密で余り把握されてないと思うんですけれども、どうですか。要するに、マグロ養殖業者が、どのぐらいの生餌を1日使っているか、把握できないでしょう。

○平岡水産振興課長 申しわけありませんが、そこはちょっと把握していません。

○西岡勝成委員 これは、私は問題だと思うんです。これだけ広い海を使って養殖しとる人が、企業秘密もあるかもしれぬけれども、ある程度の量ぐらい把握しとかなないと、これだけ海洋環境に負荷をもたらす生餌の投与ですから、特に、その辺は、やっぱり県としても、きちつとしたある程度の数字は、公表せぬでもいいけれども、把握はしとかなとぬと思いますね。

それから、今度唐津にマグロ用の人工飼料の工場をどこかの会社がつくると聞いたんですけれども、そういうものもどんどん入れてもらって、できれば環境負荷がないようにしとかなないと、あれだけ内海に相当なマグロを

養殖すると、かなりの海洋負荷が来ると思いますので、海底の調査とかいろいろ継続的にしていただいているとは聞いておりますが、全体的に——海は流れますから、その辺も含めて、やっぱり養殖業者には、県が漁場を貸しているわけですから、企業秘密と言いながらも、その辺はきちっとした把握をしながらやらないと、私は秘密秘密だけじゃいかぬと思いますけれども、どうですかね。

○平岡水産振興課長 西岡委員が懸念されている漁場への負荷につきましては、先ほど委員がおっしゃったように、県としても、底質の調査、モニタリングをずっとやっております。

そういった中で、特に負荷が進んだという状況ではございませんが、ただ、1日どれぐらいの量をやっているかという把握につきましては、ちょっとその辺は調査をしてみたいというふうには思っております。

○西岡勝成委員 量が多いんですよ。食べる量が、大きくなる分、それだけ量が多いので、その辺はきちっと把握されてやっていかないと、また赤潮とかそういう要因になっていきますので、私はマグロはマグロでやってほしいと思うんですけれども、そういう意味では人工飼料がいろいろ開発されてきよるといことはありがたいことですが、そういうのも含めて、ひとつ管理をきちっとしていただきたいと思います。

○森浩二委員長 じゃあ、この辺でよろしいですか。

○松田環境保全課長 済みません。先ほどの数値の訂正をちょっと。

泉委員のほうからちょっと御質問がありまして、水質調査の件でございますが、先ほどの河川につきましてはの水域でございます。こ

れ、47水域、先ほどは19水域と申し上げましたが、19水域のほうは海域でございます。修正させていただきます。

○森浩二委員長 河川は47。

○松田環境保全課長 河川47でございます。

○森浩二委員長 それでは次に、地球温暖化対策に関する件について質疑はありませんか。なければ、次に移ります。

その他に移ります。その他として何かありませんか。

○山口ゆたか委員 その他で聞かせていただきます。

今定例会には請願書が出されております。天草市天草町高浜の件でありますけれども、西岡先生、そして池田先生、泉先生が紹介議員として請願が提出されておりますが、この高浜の件につきまして、県としては、どのような許可というか、かかわりを持っているのか、ちょっと説明いただければと思います。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

県としてのかかわりでございますけれども、今回のエコアッシュというものから少し御説明をさせていただきたいと思います。

苓北火電の石炭灰の中で、集塵機に集まりました微粉末で構成される石炭灰を使いまして、アッシュクリートということで、それに石こうとかセメント類をまぜまして固形化するものをアッシュクリートということで言っております。

そのアッシュクリートを今現在苓北町のほうで生産をしているのがエコアッシュという会社でございます。そのエコアッシュという会社のほうから、天草町の高浜に新たに増設をしたいという事前の協議が私どものほう

に参っております。

その中で、私どもとしましては、廃棄物指導要綱に基づきまして、事前指導を行っております。それはどういうものかと申しますと、地元の市町、これは天草市になりますけれども、天草市のほうに、こういうものができますけれどもいかがですかということの問い合わせをさせていただいております。その上で、天草市のほうから回答を待つという形になっているのが今の現状でございます。

ただ、天草市のほうでも、いろいろ、地域住民の方からいろんな声が上がっておりますので、天草市主催によりまして説明会等を実施されております。住民の方からさまざまな御意見をいただいているというふうにお聞きをしておりますし、また、私どもの職員並びに産業支援課のほうの職員も出向きまして、一緒に説明会に入らせていただいているというような現状でございます。

○山口ゆたか委員　そこで、熊日が9月11日に報じておりますので、天草市の9月10日の議会において、やはりこのことについて質問がなされております。

その中で、リサイクル材、先ほど言われたアッシュクリートですけれども、県の許認可があって、実は、今の説明には、どういう使用が今後あるのかという説明はなかったんですが、地元では、ある一定の計画があって、それ以上に大量に使われるんじゃないかという懸念が市議会のほうで当局から説明されている状況です。安田市長も——そういった防災の計画だと私も聞いておりますけれども、そういったことが、市のほうにも、そしてまた県のほうにもまだ明示されていないので、なかなか対処をどうすればいいのか苦慮しておるというのが今の現状だと思っております。

そういった中で、我々も、請願ということにも、ひとつ議会として真摯に対応してい

なければいけないというふうに思っておりますし、今、この請願の内容を見ますと、地元で開催された説明会等々がどうだったのかということを見れば、説明会を開いて「不安」が「高まるばかり」だったという記述もありますし、そしてまた、個人的にちょっと調べてみても、下に箇条書きで書いてあります、「製品の安全性」というのを記載はしてありますが、住民の皆さんは、それを聞いた上で、自分たちの生活の生活飲料水とかに利用しとる地下水への影響等々を懸念されておるとというのが現状だと思っております。

そしてまた、防災事業の必要性についても、心配、懸念をしておるということで、この請願は締めくくられておるわけなんです。そういった中で、今まで、皆さんも法に基づいてエコアッシュさんの許認可をしてきたと思うんですが、説明会の皆さんから議事録等もちょっといただいて、見させていただいたときに、そういったリサイクルのあり方を、皆さんは、法を通して定めていこうということであるかもしれないですけれども、説明会においては、業者が県の許認可をいただいたので説明する必要はないというような答弁もされているようで、やはりこういったことであるならば、じゃあ皆さんが考えているリサイクルの理念というのが担保されているとは思えない状況でありますし、また、知事は、よくいろいろなことに前向きにチャレンジ、執行部も余り縛られずにチャレンジしなさいよということを呼びかけられるかもしれませんが、私は、こと環境を守る、環境保全に対する姿勢というのは、やっぱりしっかりとしたものでなければならぬというふうに感じております。

そういった中で、皆さんも、法に基づいて、さまざまな許認可に対する対処をされていると思いますが、やはり全国でもこういった事例がありませんので、やはり県としても——確かに、採石場の所有者であるとかそう

いったエコアッシュとかの事業に余り足かせになってはいけないというのも皆さんの頭にはあるかもしれませんが、こと環境を守るという観点からいけば、そしてまた地域住民の不安を払拭するという観点からいけば、今までの対処以上に、より地域の皆さんに安全を理解していただく、担保してもらうやり方という事務をつくり上げていただかな、新たな事務をつくり上げていただかなんなどというふうに感じておるところでありますので、請願の意を酌んでいただいて、やっぱりしっかりと対処していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○坂本廃棄物対策課長 先生のおっしゃった御趣旨は、そのとおりだと思いますし、環境行政というものと、今回、許認可が羈束行為という形で、法定受託事務という形になっておりますので、その範囲内でやるというはざまの中で、どこまでやれるのかということを真摯に考えて、今後対応してまいりたいというふうに考えております。

○山口ゆたか委員 そういった上で、やはり地元が一番重要だと思いますし、紹介議員になられた天草市・郡選出の議員、県議さんたちはなかなか言いづらいこともあろうかと思って、私も発言させていただきましたけれども、何よりも、やっぱり今後——実は、地元では、井戸水の調査をしてみると、これまでの経済活動、農薬の影響によってすごく水質が悪化しとるという事例も、多々県政を通じて皆さんから教示いただいている状況であって、今後どういう対処をすればいいのか。

農薬を減らすとか、そういったことがあると思いますし、そしてまた、この特別委員会でも、公共関与について議論をこれまでやってきておりますけれども、私がちょっと小耳に挟んだところでは、300万立米の石炭灰のリサイクルを、そこに埋設するのではない

か、埋め立てるのではないかとということも聞いております。公共関与が42万立米であるとするならば、そしてまた、公共関与においては、無放流型という形で水質の管理もしっかりとやっていく、もう外には出しませんからね。

そういった状況を考えると、今回の計画というのは、まだ防災計画も出されていない時点で、もうプラントの申請が出てるというのもちょっと違和感が残りますし、そんな多くの疑義が住民の皆さんに広がるとお思いますので、許可権者として、しっかりとした対処でもって地域の安全や安心を守っていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○坂本廃棄物対策課長 1つだけ。

今許可申請が出てるということで、委員のほうから御指摘がございましたけれども、許可申請はまだ出てきておりません。それで、今事前指導を行って、事前協議を行っている段階だということ御理解をいただきたいと思ひます。

○森浩二委員長 よろしいですか。いいですね。

それでは、執行部から、PM2.5関係につきましての報告の申し出がありましたので、ここで説明を求めたいと思ひます。

○松田環境保全課長 環境保全課でございます。

報告資料の別冊1ページをお願いいたします。

前委員会で、PM2.5、微小粒子状物質の対応状況については御説明をさせていただきました。

今回、PM2.5の注意喚起の対応について改定を行いましたので、その概要について御説明いたします。

まず、これまでの対応状況について御説明いたします。

1、国は、ことしに入りまして、大陸からの越境移流が国内でも確認されるなど問題化したことから、専門家会合を開催いたしまして、本年2月、PM2.5の注意喚起の暫定指針を定めたところでございます。

その主な内容でございますが、1つは、健康影響が出現する可能性が高くなると予想される濃度水準を1日平均値70マイクログラム・パー・立方メートルとして、これを暫定指針値として決めました。

その予測判断として、当日の午前5時から7時の1時間値の平均値が複数局で85マイクログラム・パー・立方メートルを超えた場合、暫定指針70マイクログラム・パー・立方メートルを超えると判断、注意喚起を行うこととされたものでございます。

注意喚起の情報は、1日の参考情報の目安として、多くの人が活動を始める前の午前中の早目の時間帯に行うものでございます。

この指針を受けまして、本県では、県民へのリスク幅を広く捉え、早朝午前5時、6時、7時の1時間値が1局でも85マイクログラム・パー・立方メートルを超えた場合、暫定指針を超えると判断して、注意喚起情報を行うことを定めまして、3月5日から運用を開始し、これまで5回の注意喚起を行ったところでございます。

2の対応方針の見直しの検討でございますが、地域によりPM2.5の濃度差があることや、測定機器の通信異常などの発生、また、県民などからの日中時の濃度情報や解除情報などの要望などを踏まえまして、より精度の高い予測判断や県民へのきめ細かな情報発信を図るため、9月20日から運用を行うことにいたしました。

3の対応方針の主な改定内容でございますが、(1)注意喚起の判断方法及び情報提供を変更いたしました。

これまで、早朝時での予測判断を国の指針値と同様にし、午前5時から7時までの3時間の平均値が2局以上で85マイクログラム・パー・立方メートルを超過した場合に、注意喚起を行うことに改めました。また、日中においても、現在情報による判断を新たに採用し、当日の午前1時から各時間帯までの平均値が1局でも70マイクログラム・パー・立方メートルを超過した場合に、注意喚起を行うこととしました。

3ページをお願いいたします。

これは、図1は早朝時、図2は、日中時での予測判断時間及び情報提供の時間帯を図示したものでございます。緑色であらわしました時間帯が判断時間となるもので、青色の網かけしたものが注意喚起する時間帯となります。

2ページにまたお戻りいただきまして、2のこれまでの注意喚起の地域につきまして、県内一円としておりましたけれども、これを、県内を県北、県央、県南、天草地域の4つに区分いたしまして、注意喚起を行うことにいたしました。

次に、3の新たな注意喚起について、解除情報を提供するというにいたしました。

これまでの注意喚起の解除は、翌日午前0時をもって自動解除としておりましたが、地域内の全ての局の1時間値が2時間連続して70マイクログラム・パー・立方メートル未満になった場合、解除情報を新たに提供いたします。

4ページに、その図表をしております。

図3は、注意喚起の地域区分をしたものでございます。図4は、解除情報を行う時間帯を図示したものでございます。解除情報は、青色の網かけをした時間帯において、注意喚起をした後、大気環境が改善した場合、迅速に行います。

恐れ入りますが、2ページにまたお戻りいただきたいと思っております。

(4)の注意喚起の周知内容でございますが、県民にとっても必要以上の行動の抑制にならないというようなことに配慮いたしまして、適切な表現に改めました。また、注意喚起の周知方法でございますが、これまでどおり、市町村、関係機関などにメール、ファクス、また、県ホームページなどにより、きめ細かな情報提供に努めてまいります。

最後でございますが、5の今後の取り組みでございます。

PM2.5の測定機を固定局4カ所、移動測定車に増設いたしまして、観測体制を強化いたします。また、大気環境情報のホームページで注意喚起情報や日平均値濃度を表示する、そういった情報提供を拡充いたしたいと思っております。これは、ともにことし12月末まで配備完了予定で、現在作業を行っております。

あわせて、今年度末に大気汚染常時監視システム・テレメーターシステムの全面更新を行うとともに、注意喚起情報を多くの県民に届けるため、メール登録の周知を図ってまいりたいと思っております。

さらに、本年度から、PM2.5の成分分析を実施しております。発生源の解明、県内への影響を把握するため、大学など国や九州各県と連携した調査を行ってまいりたいと考えております。

環境保全課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○森浩二委員長 ただいまの報告について何か質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 健康被害とか、要するに健康に対する被害というのは、具体的にどんなやつが考えられるんですか。

○松田環境保全課長 具体的に健康への影響ということでありますが、これについては、

微粒子ということで、サイズが2.5マイクロメートルという小さなものでございます。それで、いわゆる肺の呼吸器系に深く入り込んだり、また、ともすれば毛細血管を通して循環器への支障を起こすと、こういった症状が現れることがあるとされているものでございます。

ただ、これまで5回注意喚起を行い、また、いろんなところから、具体的に健康障害が発生したという御報告は、まだいただいております。

○岩下栄一委員 注意喚起の情報が出されて、特に学校の体育現場で随分皆さん自粛したり、あるいは部活なんかも自粛したり、そういう行動を非常に規制する部分があるんですね。ですから、子供たちが異常に恐怖を持つという状態はよくないのであって、子供が、小学校の児童が、PM2.5だけ死んでよとか、そういう話をしている子供たちがいたもんだから、死にはせぬぞと。だから、注意喚起も必要だけれども、何と申しますかね、多少セーブしてほしい。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。

○早川英明委員 ちょっとお尋ねですが、この測定機というのは、1機どのぐらいの価格がするわけですか。4機と移動車ということになっていますが、相当高いけん4機ということですよ。安かならば学校とかいろんな機関に備えられるとでしようけれども、ちょっとそこを教えてください。家庭じゃ買われぬもんだらうか。

○松田環境保全課長 設置費、設置場所の附帯工事もいろいろかかってまいりますので、大体1機500万前後ということで、概要でいいんじゃないかと思っております。

○早川英明委員 わかりました。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。ないですね。

それでは、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることにより異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で本日の議題は全て終了しました。

それでは、これもちまして、第14回環境対策特別委員会を閉会します。

午後0時3分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

環境対策特別委員会委員長